



社会教育委員の手引き

～ 人づくり・地域づくり・つながりづくりを目指して ～



この「手引き」は、地域社会の課題や問題の解決のため、また、社会教育の活性化のため活動されている、社会教育委員等の皆様に、取組の参考にさせていただくよう作成しました。

社会教育委員だけでなく、各教育委員会担当者の方々や関係者の皆様にとりましても、業務推進の一助となれば幸いです。

- I 社会教育委員の心得 <人づくり・地域づくり・つながりづくりを目指して>
- II 社会教育についての基本的理解
- III 社会教育委員の設置とその職務



I 社会教育委員の心得 〈人づくり・地域づくり・つながりづくりを目指して〉

社会教育委員は、社会教育に関して**住民と行政を結ぶパイプ役**と言われ、さらに近年は社会教育と学校教育の連携や協働、学習支援機関のネットワーク化の推進役あるいはコーディネーターとしての期待が高まっています。そのため

「行動する社会教育委員」

となることが社会教育委員のあるべき姿として期待されています。

- 1 **地域の実情に詳しく**なりましょう
- 2 地域の社会教育施設や社会教育事業を見て、**地域の声に耳を傾け**ましょう
- 3 地域づくり・まちづくりの活動、NPOやボランティア団体の**活動に参加**してみましょう
- 4 研修会に参加して、**ネットワークを広げ**ましょう
- 5 社会教育委員**同士で情報交換**をしましょう
- 6 他の社会教育委員と**協力して、地域の課題と向き合**いましょう
- 7 **行政担当者と意思の疎通**を図りましょう





Ⅱ 社会教育についての基本的理解

1 社会教育とは

★教育基本法・社会教育法では、社会教育について、次のように定めています。

【教育基本法】（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【社会教育法】（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」（社会教育法第2条）を指します。



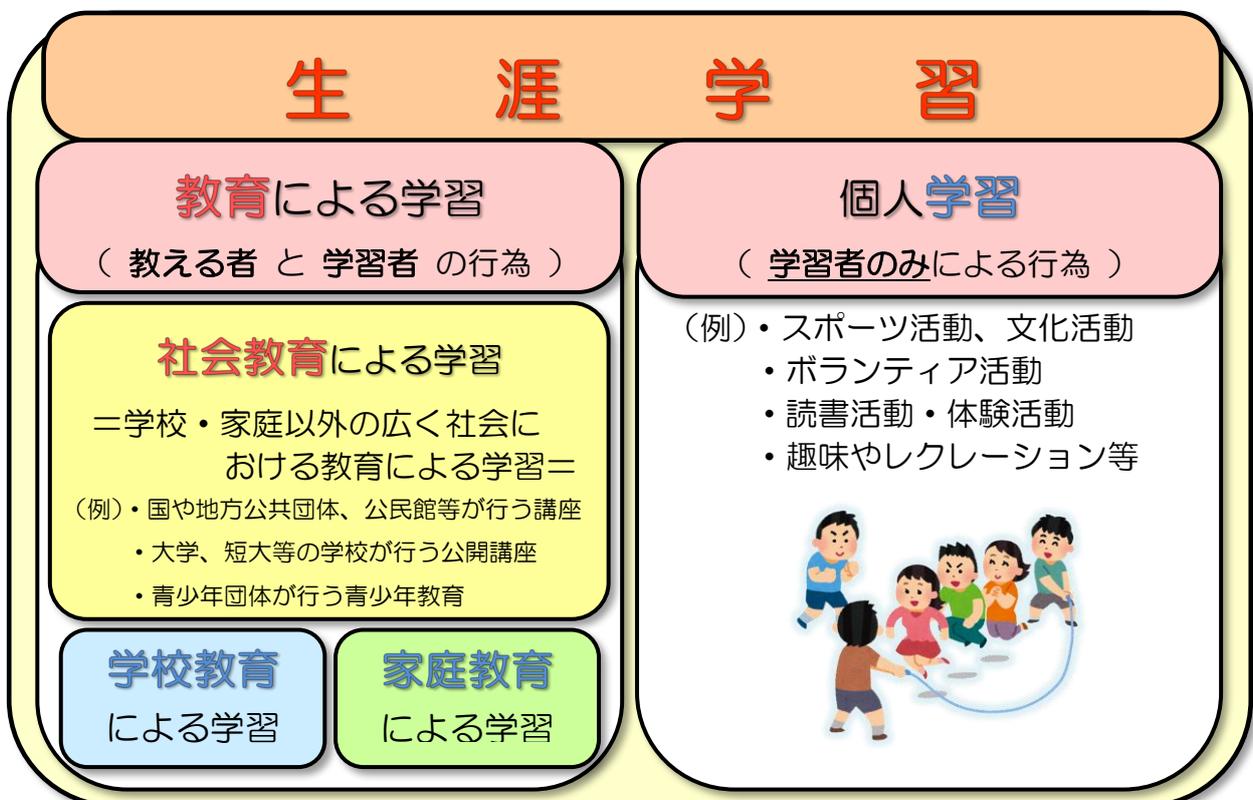
2 社会教育が生涯学習に占める位置

★教育基本法では、生涯学習について、次のように定めています。

【教育基本法】（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

「生涯学習」は、社会教育、学校教育のほか、組織的に行われない個人的な学習や家庭教育なども含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念です。これを図で表すと下のようになります。



人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会、それが**生涯学習社会**です。

また、次のようなことから社会教育の役割は、ますます重要となっています。

これからの社会教育は、単に個々人の「趣味・教養」を充足させるだけのものにとどまるのではなく、新しい「公共」の形成を目指し、「国民や地域住民として必ず対処することが必要な課題についての学習」や「地域の課題解決活動」に関わる分野などに、特に重点を置き、地域住民の参画を促進しつつ、効果的に推進することが望めます。

（新しい時代の社会教育 平成18年文部科学省より）



3 社会教育委員とは

社会教育委員の設置（社会教育法第十五条）は任意ですが、山梨県では27市町村中20市町村に設置されていて、委員はそれぞれの市町村の条例によって委嘱されます。また、社会教育委員は非常勤の特別職の公務員となります。



社会教育委員制度は住民参画型の行政の仕組みを表している制度です。委員は地域住民と行政の間にいる立場で「**住民の声を行政に反映するという大切な役割を担っている**」という自覚や責任感をもって仕事をするのが大切です。

また、社会教育委員は**独任制**（一人ひとりが独立した立場で職務を行うことができるということ）で、個人として調査研究を行ったり、教育委員会で意見を述べたりすることができます。

社会教育との関わりをとおして「自分の住んでいる**地域をよくしたいという思い**」を全委員が共有すれば、社会教育委員の活動は実りの多いものになるでしょう。

4 社会教育行政とは

国や地方公共団体が行う社会教育行政とは、財政的援助、施設の設置・管理、講座の開設、資料配付等の事務を行うこととおして、住民に学習意欲を喚起し、実際に学習に取り組む機会と場を提供し、学習活動全般を奨励することです。

市町村の役割は、地域の社会教育活動を活性化することで、住民相互の関係性が深まるように、また、住みやすい地域づくりに繋がるようにすることです。主な事務として、法律では具体的に次のようなことが挙げられています。



【社会教育法第五条】（市町村の教育委員会の事務） ※一部抜粋

- ① 社会教育委員の委嘱
- ② 公民館の設置・管理
- ③ 図書館や博物館、青年の家などの社会教育施設の設置・管理
- ④ 講座の開設、学習会や講演会などの開催・奨励
- ⑤ 運動会、競技会、音楽、演劇、美術などの発表会の開催・奨励
- ⑥ 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設、集会の開催と奨励
- ⑦ 家庭教育に関する情報の提供・奨励
- ⑧ 情報や情報伝達手段を活用するための知識・技能を学ぶ機会を提供するための講座の開設・集会の開催
- ⑨ *児童生徒が放課後や休日に学習や活動を行うための居場所の提供
- ⑩ *青少年に対する社会奉仕体験活動、自然体験活動の機会を提供する事業の実施
- ⑪ *住民の社会教育における学習成果を活用して教育活動を行う機会の提供



なお、*に関して、地域住民その他の関係者が、学校と協働して行うものの機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとされています。

山梨県放課後子ども総合プラン推進事業や山梨県地域・学校の協働体制の構築と強化事業といった名称をどこかで聞いたことがありますか？

これらは正に社会教育法に則った社会教育行政の1つの姿です。

「放課後子供教室」

放課後等に、学校の空き教室等を利用して、子どもたちの安全、安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民が指導者やボランティアとして参加し、子どもたちとともに多様な体験・交流活動等を行う取組



「地域・学校の協働体制の構築と強化事業」

地域と学校が連携・協働して、子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核として地域全体で教育を推進する体制づくりを推進する取組

＜地域学校協働活動とは＞

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。次代を担う子どもたちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。



＜地域学校協働活動推進員＞

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割が不可欠です。地域学校協働活動推進員は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。



5 社会教育主事・社会教育士とは

社会教育主事は、社会教育法第九条の二に基づいて県及び市町村教育委員会に置くこととされている専門的職員で、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通じ、地域住民の学習活動の支援を行っています。

社会教育主事になるための資格は、社会教育主事講習修了や社会教育主事養成課程での必要単位取得に加え、一定期間の経験年数が必要です。

【期待される役割】

- 地域の人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出す。
- 地域住民の学習ニーズに応える。
- 学習者の地域社会への参画意欲の喚起。
- 学習者の多様な特性に応じた学習支援。
- 学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくりや地域学校協働活動につなげる。

【必要な資質・能力】

- コーディネート能力**
人と人、組織と組織をつなぐ。
- プレゼンテーション能力**
人々の納得を引き出す。
- ファシリテーション能力**
人々の力を引き出し、主体的な参画を促す。

社会教育士は、令和2年4月に制度化した称号です。**社会教育主事は、教育委員会から発令されなければ、その職務に就くことができません。**そのため、これまでも社会教育関係者など多くの方々が社会教育主事講習等を受講し、様々な場で活躍してきましたが、「社会教育主事」を名乗ることができませんでした。

そこで、講習や養成課程における学習成果が、教育委員会のみならず企業や、NPO、学校等、広く社会において生かされるよう、**定められた科目を修了した者は「社会教育士」と称することができるようになりました。**

現在、地域では、人と人との「つながり」の希薄化、少子高齢化、子育てや介護が生む孤立、居場所のない子ども・若者、国籍の違いや障害の有無による分断など、様々な課題が山積しています。

そこで、社会教育士には、企業やNPO、行政等の社会教育に携わる**多様な主体と連携・協働し**、社会教育施設における活動だけでなく、環境や福祉、まちづくり等の様々な分野で、**人づくり・地域づくり・つながりづくりの中核的な役割を果たす**ことが期待されています。





Ⅲ 社会教育委員の設置とその職務

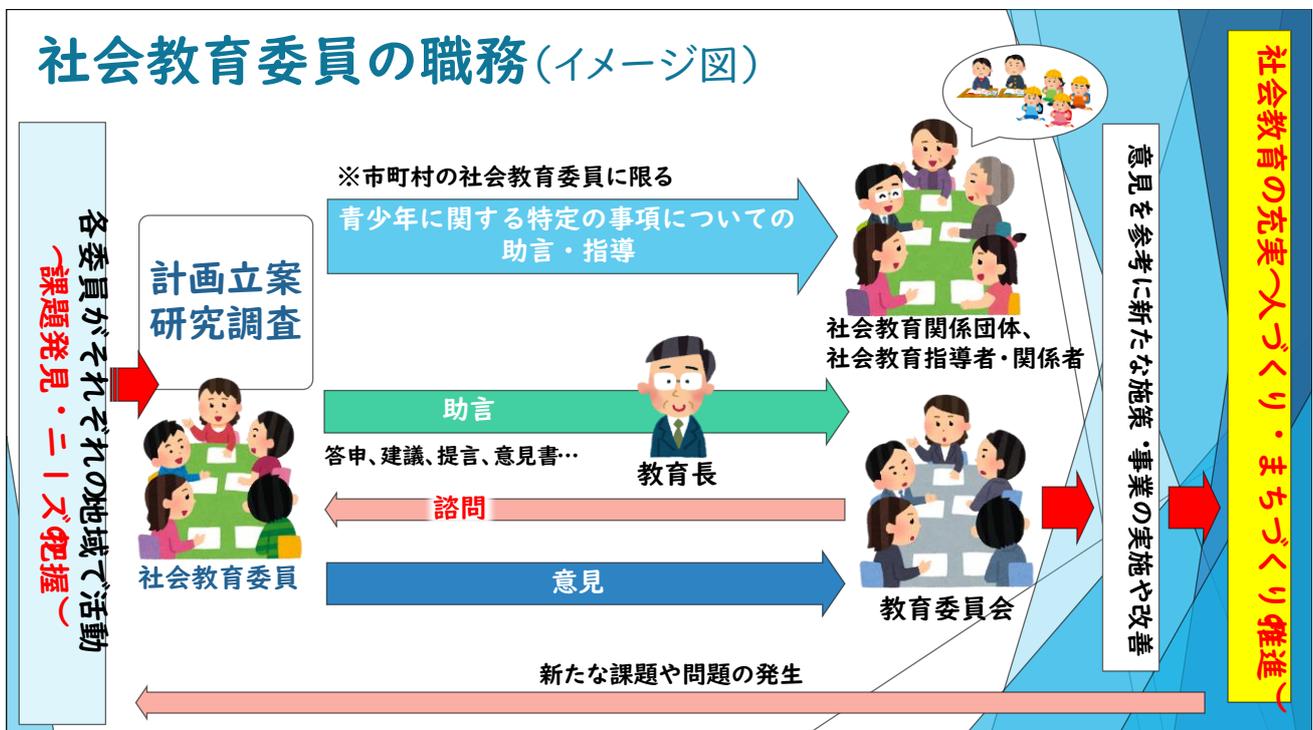
1 社会教育委員の設置・構成

「Ⅱ 3 社会教育委員とは」にあるとおり、社会教育委員は任意の設置です。

- ・ 県内20市町村に社会教育委員を設置しており、委員定数の合計は323人となっています。
- ・ 平均すると1市町村あたり約16.2人ですが、自治体ごとに定員が定められており、多いところで24人、少ないところで9人と様々です。
- ・ 任期は2年としているところが多いです。
- ・ 社会教育委員は教育委員会が委嘱しますが、次の4つの領域から委嘱することが多いです。また、**公募**により選ばれる場合もあります。

- 学校教育関係者 ○ 社会教育関係者
- 家庭教育の向上に資する活動を行う者 ○ 学識経験者

2 社会教育委員の職務（社会教育法第十七条）



※ 職務の詳細は次の（１）～（４）のようになります。

(1) 地域の社会教育に関する諸計画を立案する



平成18年に改正された教育基本法第十七条に、国が教育振興計画を立案し、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と定めてあります。

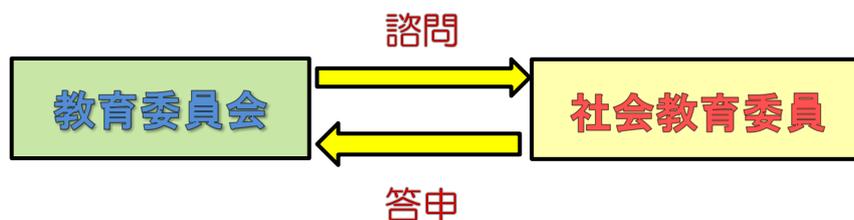
つまり、学校教育及び社会教育を含めた教育振興のための計画立案が教育委員会の大きな仕事の一つになります。

住民の意向や**地域の課題**を反映させて社会教育に関する年間事業計画や社会教育計画を立案する上で、社会教育委員の役割は大きいと言えます。

また、諮問の有無に関わらず、社会教育委員は**計画立案**に関して積極的に意見を述べることが望ましいでしょう。



(2) 教育委員会の諮問に対して意見を述べる



教育委員会で扱われる教育事案のうち、社会教育に関することで意見を聴きたいものについては、社会教育委員の会議に対して、教育委員会が「**諮問**」を行います。

これに対して社会教育委員の会議が開かれ、多様な専門性を有する委員の意見を集約する形でまとめ、「**答申**」という形で意見を述べます。

- 【例】○図書館の機能のあり方
- 家庭や地域の教育力の向上と学校の連携
- 社会教育施設の現状と課題



(3) 地域の問題解決などに必要な研究調査を行う



(1)(2)の職務を行うために必要な職務として、社会教育委員は研究調査を行うことができます。研究調査には、いろいろな方法があり、事務局と相談して、会議で審議するために適した方法をとることが大切です。

例えば、市町村における社会教育施設（公民館、図書館など）の利用促進を図るために意見を述べるには、どのような研究調査を行えばよいか、例を挙げてみます。

- ①社会教育施設を視察する。
- ②施設の現状について説明を聴く。
（利用者数、利用料収入、主催事業の状況、利用者の声、アンケート等）
- ③望ましい社会教育施設のあり方について職員等の意見を聴く。
- ④社会教育施設についての住民の実態調査や意識調査を行う。

また、視察や意見聴取を行う前には、次のような点を心がけると、より効果的な研究調査となるでしょう。

- あらかじめ施設の概要を調べておく。
- 職員への質問事項を用意しておく。

こうした研究調査によって得られたデータをもとに、課題を洗い出し、その解決方法を探り、意見としてまとめ、教育委員会に申し伝えることで、社会教育行政に反映させていくことが可能となります。



(4) 青少年教育に関する助言指導をする

市町村の社会教育委員は、青少年教育に関する特定事項の指導を市町村教育委員会から委嘱されたとき、社会教育関係団体や社会教育指導者その他関係者に対し指導することができます。

具体的には、青少年の活動のグループの育成、青少年への指導法の研修、青少年の体験活動指導が挙げられます。

例えば、**地域と学校の協働体制の構築と強化事業**の地域コーディネーターとして、地域の実情や地域住民をよく知っている社会教育委員が務めることで、学校と地域の支援団体人材等をスムーズに繋ぐことができるでしょう。

また、地域と学校をコーディネートしながら、自ら青少年に対して直接指導に当たることも可能です。

◎参考条文

【社会教育法】

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。
ただし、命令及び監督をしてはならない。

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

【社会教育法施行令】(附則)

2 社会教育法等の一部を改正する法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村にあっては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める間、社会教育主事を置かないことができる。

三 人口一万未満の町村にあっては、当分の間

「人づくり・地域づくり・つながりづくり」の重要な役割を担う、社会教育委員の皆さんの活躍を期待します。



社会教育委員の手引き～人づくり・地域づくり・つながりづくりを目指して～

令和7年3月改訂 第10版 編集・発行者 山梨県教育庁 生涯学習課
〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 TEL 055-223-1770